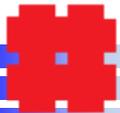


資料3

令和6年度 介護報酬改定に関する 注意事項について

岐阜市福祉部介護保険課

信長公命名のまち・岐阜市



1

問合せの多い改定事項(サービス別)

令和6年度介護報酬改定
における改定事項について
厚生労働省 抜粋

【通所系サービス】通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

P11

1. (2) ② 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の 通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

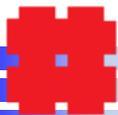
概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

- 豪雪地帯等において、積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等の所要時間について、利用者の心身の状況（急な体調不良等）に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。【通知改正】

算定要件等

- 現行の所要時間による区分の取扱いにおいては、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。
上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する。
なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。



1 問合せの多い改定事項(サービス別)

令和6年度介護報酬改定
における改定事項について
厚生労働省 抜粋

【福祉用具貸与・販売】選択制の導入

P59

1. (8) ① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。【告示改正】
- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。
 - ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。【省令改正、通知改正】
 - ※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。
 - イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】
 - ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。【省令改正】

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

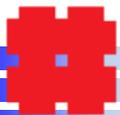
- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
 - ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
 - ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
 - ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

- <貸与後>
 - ※ 福祉用具専門相談員が実施
 - ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討
- <販売後>
 - ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
 - ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
 - ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供





1

問合せの多い改定事項(サービス別)

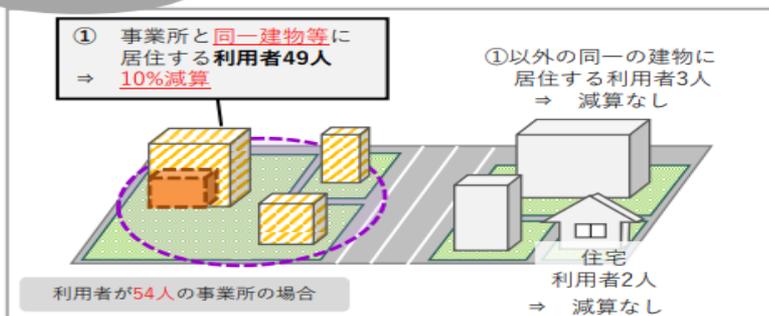
令和6年度介護報酬改定
における改定事項について
厚生労働省 抜粋

【訪問介護】同一建物減算の見直し

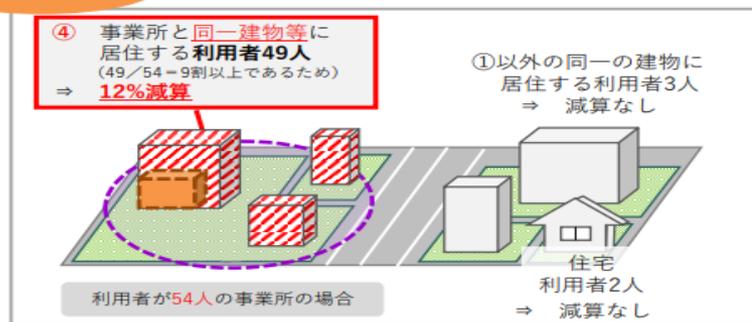
P136

4.(1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

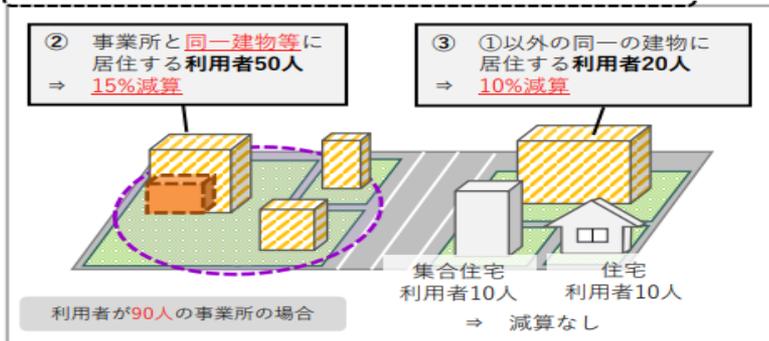
現行(例)



改定後(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



| 減算の内容 | 算定要件 |
|-------|---|
| 10%減算 | ①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。） |
| 15%減算 | ②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 |
| 10%減算 | ③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） |
| 12%減算 | ④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 |

脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となるもの

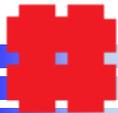


現行の減算となるもの



減算とならないもの

136



1

問合せの多い改定事項(サービス別)

令和6年度介護報酬改定
における改定事項について
厚生労働省 抜粋

【訪問看護】理学療法士等による訪問看護の評価の見直し

P137

4.(1)② 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し

| | | | | | | | | |
|---|----------------|--|--------------------------|---|--|--------------------------|---|--|
| 概要 | 【訪問看護★】 | | | | | | | |
| <p>○ 理学療法士等による訪問看護の提供実態を踏まえ、訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び12月を超えた場合の減算について見直しを行う。【告示改正】</p> | | | | | | | | |
| 単位数 | | | | | | | | |
| <p>○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p><現行> なし</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">▶</td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p><改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p> </td> </tr> </table> <p>○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(介護予防)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p><現行> なし</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">▶</td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p><改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p> </td> </tr> </table> <p>12月を超えて行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。▶</p> <p>12月を超えて行う場合は、<u>介護予防訪問看護費の減算(※)を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。(変更)</u> <small>※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算</small></p> | | | <p><現行> なし</p> | ▶ | <p><改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p> | <p><現行> なし</p> | ▶ | <p><改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p> |
| <p><現行> なし</p> | ▶ | <p><改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p> | | | | | | |
| <p><現行> なし</p> | ▶ | <p><改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p> | | | | | | |
| 算定要件等 | | | | | | | | |
| <p>○ 次に掲げる基準のいずれかに該当すること(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過していること。 ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。 | | | | | | | | |

137

1

問合せの多い改定事項(サービス別)

令和6年度介護報酬改定
における改定事項について
厚生労働省 抜粋

【短期入所生活介護】長期利用の適正化

P139

4. (1) ③ 短期入所生活介護における長期利用の適正化

| 概要 | 【短期入所生活介護★】 | | | | |
|---|---|-------|-------|----------|----------|
| ○ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとする。【告示改正】 | | | | | |
| 単位数 | | | | | |
| ○ 短期入所生活介護 <改定後> | (要介護3の場合) | 単独型 | 併設型 | 単独型ユニット型 | 併設型ユニット型 |
| | 基本報酬 | 787単位 | 745単位 | 891単位 | 847単位 |
| | 長期利用者減算適用後 (31日～60日) | 757単位 | 715単位 | 861単位 | 817単位 |
| | 長期利用の適正化 (61日以降) (新設) | 732単位 | 715単位 | 815単位 | 815単位 |
| | (参考) 介護老人福祉施設 | 732単位 | | 815単位 | |
| ※ 長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。) | | | | | |
| ○ 介護予防短期入所生活介護 (新設) <改定後> | | | | | |
| 要支援1 | (ユニット型) 介護予防短期入所生活介護費について(ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。 | | | | |
| 要支援2 | (ユニット型) 介護予防短期入所生活介護費について(ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。 | | | | |
| 算定要件等 | | | | | |
| ○短期入所生活介護 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者 | | | | | |
| ○介護予防短期入所生活介護 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者 | | | | | |